

気になる

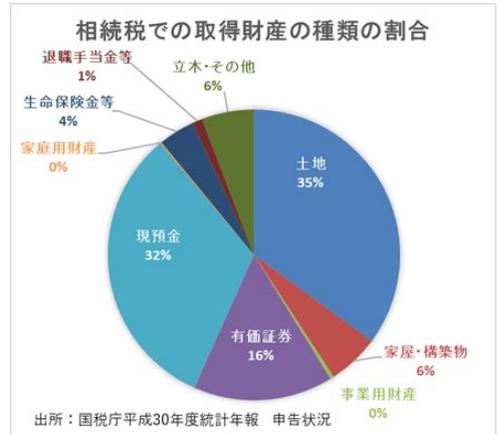
分けにくいと、もめやすい？（相続について）



国税庁から平成30年度の統計年報が6月30日に公表されました。その中に、相続税の申告の状況も載っています。そこで、今回は相続の話題です。

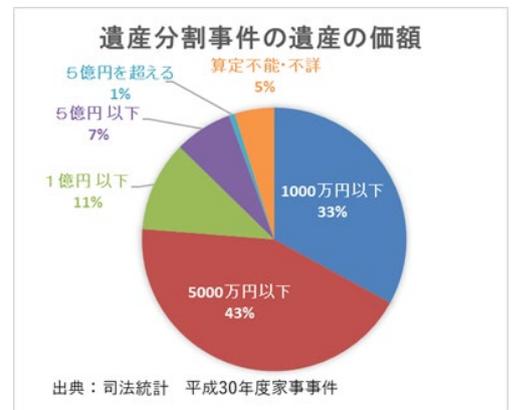
分けにくい財産の占める割合が多い

国税庁の統計年報によると、相続財産の約40%を家と土地が占めています。自宅の家・土地は分けにくい為、いろいろ課題が出てきます。ただし、これは相続税を申告があった分の集計で、被相続人数（亡くなった人数）が約15万人とあります。2018年（平成30年）の20歳以上の死亡者数は、約135万人ですので、多くの方は相続税の対象となる遺産額ではなかったということです。それを考えると分けにくい財産（家・土地）の比率はもっと高い可能性はありますね。



財産が少ない方がもめる

ところで、相続争いなんて、財産の多い人の話では？と思いませんか？ 実は、相続争いで、家庭裁判所に、調停・審判となった件数の内訳でみると、約1/3は遺産額1000万円以下となっています。全体の約3/4を遺産額5000万円以下で占めている事から、少ない方がもめるとも言えますね。



配偶者居住権とは？

2018年に、約40年ぶりに民法（相続法）が改正されましたが、その中で、今年2020年4月から施行されたもので、配偶者居住権があります。亡くなった人と一緒に住んでいた配偶者が、住居の不安を抱えないで済むように、長生き時代で老後の生活費が困らないようにという目的で作られた制度です。

夫が亡くなり、一緒に住んでいた妻と、子供が財産を相続するケースを考えます。法定相続分は、それぞれ1/2ずつです。相続財産は、自宅土地と家が2,000万円、現預金が2,000万円とします。

改正前だと、もし法定相続分通りに遺産を分割する場合、自宅土地と家を妻が相続すると、現金は受け取れず、老後の生活費に困ってしまう場合もありました。

これが改正後は、上のケースで、配偶者居住権が600万円とすると、遺産分割で妻が配偶者居住権を取得すると、現金は1400万円を取得することが出来るため、老後の生活の不安が少なくなります。

え？、そもそも子が、母の生活を考えて、法定相続分通りではなく遺産分割をすればいいのでは？との声が聞こえそうですね。確かにそうなのですが、それが出来ないケースが増えてきているという事も、背景にあります。それは、「家族のあり方の変化」だと言われています。例えば、上のケースで、もし子供が夫の前妻の子で、妻と疎遠で、子が法定相続分での分割を主張するという場合などです。

相続は、亡くなった後に残された家族が直面する問題ですが、自分が元気なうちに、財産だけではなく、自分の気持ちも残すことを考えてはいかがでしょうか？遺言を残すことも、その1つですね。

※遺言で、配偶者居住権を使いたい場合、いくつか注意があります。



株式会社 L&F
嶋田哲裕

